

1 議 事 日 程

(平成25年第5回久山町議会臨時会)

平成25年10月16日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議第4号 議会広報特別委員会設置に関する決議

日程第4 議案審議

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

議案第45号 久山町監査委員の選任同意について

議案第46号 久山町監査委員の選任同意について

議案第47号 権利の放棄について

議案第48号 久山町総合運動公園多目的グラウンド整備第6期工事請負契約について

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 吉村雅明

2番 山野久生

3番 阿部文俊

4番 有田行彦

5番 阿部賢一

6番 佐伯勝宣

7番 阿部哲

8番 本田光

9番 松本世頭

10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

4番 有田行彦

5番 阿部賢一

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長 久芳菊司

副町長 只松輝道

教育長 中山清一

総務課長 安部雅明

教育課長 伴義憲

町民生活課長 森裕子

会計管理者 松原哲二

税務課長 井上嘉明

健康福祉課長 角森輝美

田園都市課長 大徳正巳

上下水道課長 実渕孝則

経営企画課長 安倍達也

魅力づくり推進課長 久芳義則

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 矢山良隆 議会事務局書記 笠利恵
総務課主査 阿部桂介

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第5回久山町議会10月臨時会を開会いたします。

まず初めに、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 臨時会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時に議会をお願いしましたところ、全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先に、去る9月6日の議会全員協議会においてソフトバンクホークスのファーム移転用地の誘致に関して議会に御協議をお願いしましたところ全員の方の御賛同をいただきましたので、本町も早速9月11日にソフトバンクに対し誘致提案書を提出いたしました。この件に関するその後の経過について御報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に誘致提案書をお渡ししてと思いますが、後ほどまた詳しくはご覧になっていただきたいと思っておりますけれども、提案書に示しておりますように向こうから出された条件等に基づいて提案書は作成しております。1つは町が持つて、提案する土地の面積、それからソフトバンクの本拠地ドームからの距離あるいは借地用地の賃借料、これは向こうが出した条件の半分以上の金額で提案をいたしました。それから、地元の支援体制等々、そういうことに関してきちっと提案書の中にうたっておるし、本町独特の健康の町、九州大学との健康医療といいますか、これに対する支援体制等もうたっているいろいろな本町なりに工夫して提案書を出したところでございます。本町におきましては公共交通の利便性というものは少し弱いところありますけれども、何といたっても福岡ドームから一番距離が近いんじゃないかなということで若干の期待は強く持ってたんですけれども、御承知のように先般新聞等で報道されましたように第1次の審査には通ることができませんでした。最終的には合計34の市町村が名乗りを上げたところですが、1次審査の結果は福岡市、北九州市、宮若市、筑後市の4つの自治体が通過することになりました。恐らくこの4自治体というのは34市町村の地域性のバランスをとった形で残してるんじゃないかなという気

はしておりますが、いずれにしてもこの4つから最終的な選考が行われるものと思います。落選しました私ども自治体には9月25日に結果の通知があり、同27日にソフトバンクホークスの関係者からおわびの挨拶においでになりました。なお、優先交渉権の決定は10月下旬の予定だということで伺っております。

以上のとおり、議会の全員の方の賛同と激励を受けて行いましたけれども、残念ながら2次審査に残ることはできませんでした。ただ、町が予定していましたこの土地に関しましては、この話と同時に並行して優良な企業さんからの打診もあっておりますので、むしろ町としては雇用や活性化にふさわしいのではないかなと考えております。今後とも土地の有効活用を考えながら積極的に活用について進めてまいりたいと思っております。

さて、本日提案させていただきます案件は専決処分の承認を求める案件ほか人事案件等5つの案件でございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ別室にて協議しましたが、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。4番有田行彦議員、5番阿部賢一議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成25年10月16日1日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日1日限りといたします。

日程第3、発議第4号議会広報特別委員会設置に関する決議。提出議員より趣旨説明を受け、審議の上、採決を行う。発議は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案審議の方法。議案第44号を上程し、提案理由の説明を受ける。議案第45号及び議案第46号を一括して上程し、提案理由の説明を受ける。議案第47号及び議案第

48号を一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。一旦休憩し、議案第44号から議案第48号までの委員会説明を受ける。本会議を再開し、議案第44号から議案第48号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第4号 議会広報特別委員会設置に関する決議

○議長（木下康一君） それでは、日程第3、発議第4号議会広報特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提出議案から趣旨説明を求めます。

吉村雅明議員。

○1番（吉村雅明君） 趣旨説明をいたします。

議会広報は、議会の審議、活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っております。議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する議会広報特別委員会を設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（木下康一君） 提出理由の説明は終わりました。

吉村議員外1名から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、吉村雅明議員外1名から提出の議会広報特別委員会設置に関する決議は可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、久山町議会委員会条例第5条第4項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時38分

再開 午前9時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長が決定されましたので、私より報告いたします。

委員長に吉村雅明議員、副委員長に阿部文俊議員との決定がなされております。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第4により議案の上程を行います。

まず、議案第44号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成25年9月11日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成25年8月豪雨に伴う災害復旧費として1,088万6,000円とするものであります。歳入の財源といたしましては、繰越金を充当いたしまして予算の総額を歳入歳出それぞれ55億595万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第45号及び議案第46号は監査委員の選任同意の案件でありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第45号及び議案第46号久山町監査委員の選任同意について一括して御説明をいたします。

本案は、久山町監査委員の任期満了に伴い新たに選任同意をお願いするものでございます。現在の監査委員の任期は、國崎英機監査委員が今月の27日、議会選出の有田行彦監査委員につきましては議会の任期であります9月29日をもって既に満了となっており、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により提案する

ものであります。

まず、識見を有する者のうちから選任する監査委員につきましては、現監査委員であります國崎英機氏にお願いをしたいと考えております。住所は久山町大字猪野713番地2、生年月日、昭和15年8月18日。國崎氏につきましては、大手民間企業において長年管理職として勤務され、また会社のトップとして会社経営に携われた見識により、これまで本町の監査委員として1期4年間において的確な御指摘、御指導をいただいていたところでございます。また、特に町税の滞納整理や収納率向上のために町に対して囑託員の導入等の提言などいろいろ御指導いただきました。今後も行財政改革の推進を図っていく上で識見豊富な國崎氏が最もふさわしいお方と考えております。

また、議員の中から選任する監査委員につきましては阿部文俊氏にお願いをしたいと考えております。住所は久山町大字山田1656番地、生年月日、昭和26年1月29日。阿部文俊氏は事業経営が非常に厳しい今日においてコスト削減や経営改善を実行されるなど経営者として長い経験と幅広い識見をお持ちであります。したがって、効率的かつ合理的、適正な予算執行等、公正な立場で御指摘をいただけるものと御期待するところでございます。

どうか御審議いただき御承認いただきますようお願い申し上げます、御説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第47号権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、久山町土地開発公社の解散に当たり回収不可能な債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は久山町土地開発公社、権利の内容といたしましては、久山町が久山町土地開発公社解散のために金融機関に代位弁済を行った保証債務額12億8,300万円のうち代物弁済として取得する土地の鑑定価格を控除した1,298万3,330円の債権を放棄するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第48号久山町総合運動公園多目的グラウンド整備第6期工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、10月7日、指名競争入札に付した久山町総合運動公園多目的グラウンド整備第6期工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び久山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、久山町総合運動公園多目的グラウンド整備第6期工事請負契約でございます。契約の方法は指名競争入札による契約、契約金額は6,405万円、契約の相手方は福岡市東区土井4丁目28番3号、松和建設株式会社代表取締役只松保右、工期は契約の日から平成26年2月28日まででございます。

工事概要としましては、舗装工1,020平方メートル、縁石工305平方メートル、階段工9カ所、転落防止柵164メートル、バックネット及び遊具ベンチ設置工等でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（木下康一君） 議案の上程は終わりました。

ここで一旦休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時48分

再開 午前11時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議に入ります。

まず、議案第44号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

それでは、これより議案第44号専決処分の承認を求めることについての採決をいたします。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定いたします。

た。

次に、議案第45号久山町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○8番(本田 光君) 久山町の監査委員の選任同意についてでありますけども、監査委員という立場、いわゆる設置、定数、選任というか、地方自治法に定められていますように、2名ないし、この久山町のように小規模自治体というのは。しかし、これから複雑多様化した地方自治という点からも見た場合、単なる町内の経営者の監査委員だけじゃなくて、外部監査等あたりの必要性というのはこれから出てきやしないだろうかと。これまでの議会関係で私がそういう質問させてもらったところ、一定の金額もかかるし、かなり厳しいというふうに町長は答弁されておりますが、やはりそういう時期に来てるんじゃないかというふうに思いますが、外部監査の導入等あたりは全く考えがないのか、それとも内部だけでやるべきかという点を見た場合、私は外部監査の必要性もこれから出てきやしないだろうかとというふうに思いますから、町長に再度、再度というか、質問いたします。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 外部監査の必要性というのを、必要性を感じてないということじゃなくて、今現在久山町もいろいろ監査をしていただいている、特に今、学識経験者のほうからなっていていただいている方については、御紹介もしましたように非常に民間の経営についても御経験もあるし、識見も高いし、行政の内部のことも非常に勉強していただいて、本町の行政としてのいろんな、特に税の問題あたりも、そういう自分が民間でなさったことを考えながら、その民間のよさというのを我々のほうに的確に指導していただいている、こういう状況の中で監査委員のお仕事をしていただいているわけですから、今おっしゃったような監査専門の方を導入しなくてはいけないような状況にうちがあるかといえ、私はまだその必要性はないと考えていますので、今のところそういうお考えは持っておりません。

○議長(木下康一君) 本田光議員。

○8番(本田 光君) これから将来人口が1万人、そして町民から議会も行政も厳しい視線で見られるという状況の中で、この外部からの監査という関係が一方ではそういう見識者の人たちからも指摘されております。是非ただもう現在は必要ないというだけじゃなくて、今後の検討課題としての必要性という点では、それだけの外部監査を入れて一定の金額はかかるのは、もう事実なんですよね。しかし、そういう状況にこの町民は厳しい視線で見られてるといふふうに思いますし、是非これからの検討するという課題に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。



○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号久山町監査委員の選任同意についての採決をいたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、議案第46号久山町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により阿部文俊議員の退場を求めます。

〔3番 阿部文俊君 退席〕

○議長（木下康一君） それでは、審議を続けます。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） では、質問いたします。

今回、阿部文俊議員がこうやって選任という形でされるのは、非常にこれは異例のことであろうと思っております。まだ一度も議会に出ておられない方でございます。そして、今回、有田議員が退任ということでございますけれども、こういった非常に厳しい経営の状況の中でそれを乗り切られてきたと、そういったことを町長おっしゃいました。4年前の議会、ほとんど同じようなことを町長述べられて有田議員選任になったわけですが、今、私ども議会の中にも人生経験のある方、いろいろこういった自分で商売やられて、そういった数字を見てきた方、数名おられます。こういった方は対象にならなかったのかということが1つ、そしてもし今回選任される阿部議員、非常に数字に精通している方、そういうふうに私も思っておったんですけれども、経歴を聞きましたら、そういうわ

けでもない。ですから、その辺もまたお伺いしたいなと思いますし、あるいは有田議員の再任ということも手段としてあったんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私は御紹介したように、阿部文俊氏は議員歴がないからというんじゃないで、これはきちっと今から予算関係を勉強をしていただきながら監査というのは十分可能じゃないかなと思っています。提案のときに言いましたように、そういう民間としての経営感覚というのをお持ちの方ですから、あとはきちっとお人柄、それから公正にさせていただける人物だということで推薦をさせていただきました。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 民間としての経営感覚、なるほど、それも一つの選択だと思います。そういう数字的なものにある程度なれてるということでしたら、こういう人間もおります。銀行に4年おりました、そして香椎という非常に大きな資金量のある店で出納の最高責任者として1円から数億円まで毎日その出入りを管理し帳簿につけてきた、200億円ぐらいのそういった帳簿の数字を見てきた、そういった人間もおります、融資関係もかじったり。そういった人間というのも含めまして今回選考の対象にならなかったのかどうか。やはり1年生というのは異例ですので、そういった議員で今まで4年間経験してきた人間というのも一つこれはやはり選考の対象としてまず考えるべきではないのかなと、そういうふうなことを思いました。町長、答弁を。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 異例、異例とおっしゃいますけど、決して異例ではございません。他町あたりも聞いていただければ、そういう選任もあってるし、ただ私は阿部氏を推薦したわけですから、この人選についていいか悪いかというのは、それは議会で判断していただければいいことだと、私がこの人よりあの方がいいとか、そういうことじゃなくて、私は阿部文俊氏を議長にも相談し監査委員として推薦してるわけですから、今おっしゃるような質問とかに答えるんじゃないで、議会でその阿部氏についての判断をしていただく、それでいいんじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 人事については、これは町長の権限でございまして、余り私も深くは申しません。ただ、ちょっと今の私の質問にちょっと答えてない部分があったような気がしております。やっぱそういった金融の経験とか、そういったものを含めて当選回数、そして経営のそうした経験といいますか、そういった分含めて今回御考慮されたのか、その辺をちょっと私深く聞きたいと思っています。

以上です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 全てを判断して推薦をしております。

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

その前に一言申し上げておきます。個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきたいと思います。

では、反対討論をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第46号久山町監査委員の選任同意について、阿部文俊氏自身は識見、いろんな経営のノウハウ、これは評価するところであります。しかし、監査委員の資格というか要件、この立場から識見を有するものであり議員であれば誰でもよいというものではないというふうに思います。監査委員となるためには、当該地方公共団体の監査委員として適当な能力と監査に関する知識を有することが必要だというふうに思います。また、当該地方公共団体の監査委員として適当な監査実務の経験を有するということが必要だという立場から、この議案第46号についての阿部文俊氏を選任することについては反対といたします、討論といたします。

○議長（木下康一君） 次に、賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号久山町監査委員の選任同意についての採決をいたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

阿部文俊議員に議場に戻っていただきます。

〔3番 阿部文俊君 着席〕

○議長（木下康一君） 次に、議案第47号権利の放棄についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

有田議員。

○4番（有田行彦君） 委員会で御説明を受けましたけれども、町長のお考えをお尋ねいたします。

まず第1点は、現在12億8,300万円の代位弁済を行っておるといふ、いわゆる起債を起こしてやった、何でもこういった鑑定価格評価が今ごろになって出てくるのか、これがよくわかりません。それで、その鑑定評価によりますと1,298万円足りないということですね。これはわかりやすくは町長にお尋ねしたいと思うのは、これを今度は町が売るときは12億8,000万円では売れないということですね。それで、あげくの果て、その差は1,300万円近くは町が補填しなくちゃいけない。ここら辺がちょっとよく理解ができないんですが、町長、お答えをお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは、今現在の評価額という形で差が出た金額だろうと思います。

それでまず第1に、町が放棄するというのは、もともと本町の土地開発公社というのは町の代行として土地先行取得をするための公社として設立してるわけですから、これを公社に持たせるということは、本来町がもし債権の差が出れば、町が債権放棄するのは、これはもう当然のことだろうと思います。

それから、ただ、今言ってるのは簿価の問題であって、今度実際処分するときには鑑定評価をして処分していいわけですから、十分この分の差額というのは補填できるものと考えております。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○4番（有田行彦君） 先ほど委員会におかれましても1年後の鑑定評価ではこういう数字はないかもわからないということは、12億円に戻ればいい、ところがなおかつ安くなったと、結局、今、このままいけば、町が1,300万円も出さないかんのですよ。これは事実です。町長も御存知だろうと思いますけども。もしこれが売るときになってその金額で売れなかった場合は、例えば今の1,300万円プラス売れなかった場合はその金額が町にとってはマイナスになるんですね。町長、1年後はどのようなふうになるうとお考えになられましょうか。土地は上がると考えられるか、下がると考えられるか。鑑定評価は上がると考えるか。現在、鑑定評価をここに出してるんですね。1年後も鑑定評価へ出されるという

けれども、今も出してるんです、鑑定評価。そして、その鑑定評価の結果、1,300万円不足しとるということですよ。そしたら、1年後は取り戻すかという、これを今1年後土地を町が売った場合は12億8,300万円では売れないから、売れないですよ、今、鑑定評価が下がってますから、そしたら買うとき1,298万円手出しして、売るときもそれじゃ売れないということになれば、2,600万円の今度は町が損することになりますよ。1年後のそれじゃ見通しはどう考えられますか。それこそ先ほど監査委員のどうのこうのとありましたけども、世の中はオンブズマンとかあります。住民監査請求を町民あたりが要求してくる。そのときにあなたの今の答えは、1年後は今のこの12億8,300万円を維持しますよと、あるいはそれよりか上へいきますよと、今はソフトバンクの跡地に来てる誘致されてる企業も、それ以上に買っていただきゃいいかもわからんけども、それ以下やったら何のために、町が解散させるということは大前提でございます、これは私も理解できますけどね。ただ、言えることは、町が鑑定評価を今、何でそういうことを今せないかんのかということと、町が何で1,300万円を補填せないかんのか、ここがもう一つよくわからない。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何で鑑定評価をせないかんって、これは鑑定評価して清算するとき鑑定評価しないと金額が出ないわけですから、それで何で町が損するのかとかじゃなくて、根本的にちょっと考えてみてください。町が本来買う土地を開発公社に買わせてるだけのことでしょ。だから、町が買った土地が今現在簿価より買った土地が簿価が下がったというだけのことでしょ。町が開発公社に先にお買ってくださいと、だから本来町が先に先行取得した土地と全く一緒ですよ。それと、土地というのは上がったり下がったりするわけですから、現在は例えば町が開発公社から全部土地を戻してもらいよるわけですから、そのときに以前町が買った土地がその当時よりも簿価が下がってる、それが1,200万円、これももしかしたら上がるかもしれん、まだもっと下がるかもしれん。これをどうしろということは別段監査上、オンブズマンがどう言われたって問題となるようなことではないと思います。現に今までだって町が処分していた土地は購入した価格よりもある時期は高く売って利益を得てるかもしれない、今現在清算時において開発公社に持たせてる土地が買った土地よりも簿価が差が出てるといふ、それだけのことだと思っています。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○4番（有田行彦君） 町は開発公社に持たせた。開発公社は、それじゃそれなりに何もメリットはなかったのかということですよ。そうすると、開発公社の財産目録見ますと、出資金額、これ3月31日ですが出資金500万円、現金1,950万円あるんですよ。何も町は開発公社が潤ってないならこういった現金があるわけない。そうでしょう。そやけん、いかに

町が開発公社に持たせたからといっても、開発公社もそれなりにやっぱりメリットあったんだということです。だから、負の遺産の部分だけを開発公社が町の負の遺産の部分だけを開発公社があつたんじゃないと私は強く言いたいですね。

それと、当時に一番大事なことは、開発公社の土地12億8,300万円をいかに高く売るかということです、町は町有地として。そして、この1,300万円ばかりの不足金を町が出さないでいいようにすべきなんです。それで、今さら鑑定評価と言いますけど、これをやり始めたのはいつからやり始められましたか。大体お金を借りるときに、民間ではお金を借りるとき、済まんばってん1,000万円貸しちゃらんですかと、じゃあなたが抵当された担保は900万円ぐらいしかありませんから900万円しか貸されませんよと、民間ではこういう話多いですよ。それで、代位弁済が終わった後、何で鑑定評価というのが出てくるのか。銀行も銀行なら金を貸す、それによってよう貸したなど私は思うんですけども、貸す前に評価するのが当然だろうと思うんです、今さっき言うたと、民間の例を見ると。違いませんか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町は開発公社に対する債務保証した分について整理してるわけですから、最終的な評価額差については、もう債権放棄する以外には処理の仕方はないんだろうと思っています。

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） 私は現在この案件につきましては、現状報告につきましては、私自身がよく納得できておりません。したがって、私はこの案件については反対申し上げます。私はこの1,300万円近くのこの債権放棄をするということは、今さっき言いましたように売るときもそれ以下で、12億8,300万円では売れないんだと、それ以下で売らないかん。ということは、両方合わせたら2,300万円の町の赤字であるというふうに単純には考えておりますが、私はそういった具合、そういう観点からしてこの案件に賛成することはできません。

○議長（木下康一君） 次に、賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号権利の放棄についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号久山町総合運動公園多目的グラウンド整備第6期工事請負契約についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第48号久山町総合運動公園多目的グラウンド整備第6期工事請負契約についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成25年第5回久山町議会10月臨時会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議もないようでございますので、以上をもちまして平成25年第5回久山町議会10月臨時会の閉会を宣告いたします。

本日はありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時10分